

事務連絡
平成23年10月26日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長

} 様

厚生労働省保険局保険課長補佐
厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長補佐

指定公費負担医療に関する診療報酬等の返還の取扱いについて

70歳代前半の被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置(以下「指定公費負担医療」という。)については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」(平成20年2月21日付け保発第0221003号～保発第0221005号厚生労働省保険局長通知)に基づき取扱っているが、この度、この公費負担医療の診療報酬及び調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)の返還は、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内の保険者その他関係機関に対し周知するとともに、地方厚生(支)局、都道府県及び審査支払機関において、適切に対応されるようお願いいたします。

記

1 指定公費負担医療の診療報酬等の返還の状況について

保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)への指導・監査の結果、診療報酬等の返還金が生じた場合、「指導大綱関係実施要領及び監査要綱関係実施要領」(平成20年9月30日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡。以下「事務連絡」という。)に基づき、今後支払われる診療報酬等がある場合、保険者に代わって、地方厚生(支)局又は都道府県が、今後支払われる診療報酬等から控除するよう、審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金又は都道府県国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に依頼している。



指定公費負担医療の実施により、平成20年4月診療分以降の診療報酬等に生じる返還金には、指定公費負担医療の国負担分（以下「国負担分」という。）が含まれているが、事務連絡の「保険者別返還金額一覧表」では、保険者負担分と国負担分の区分がなく、診療年月の記載もないため、審査支払機関では、今後支払われる診療報酬等から返還を行うために必要な情報がないことから、返還を保留している。

また、既に休廃止等している保険医療機関等については、今後支払われる診療報酬等がないため、審査支払機関による控除の処理による方法では保険者と国への診療報酬の返還ができないので、診療報酬等の返還ができない状況になっている。

2 指定公費負担医療の診療報酬等の返還の取扱いについて

(1) 控除の事務処理（休廃止した保険医療機関を除く）

指定公費負担医療の診療報酬等の返還（休廃止した保険医療機関を除く。）については、以下の取扱いにより、審査支払機関で保険医療機関等に支払う診療報酬等から控除する方法によることとする。

① 地方厚生(支)局は、平成20年4月以降診療分の「返還内訳書」の写しを審査支払機関へ送付する。

なお、送付する「返還内訳書」の写しには平成20年3月以前の診療分が混在していても差し支えない。

また、既に「返還内訳書」の写しを審査支払機関へ送付済である場合、重ねて送付する必要はない。

② 審査支払機関は、地方厚生(支)局から送付された「返還内訳書」の写しに基づき、国負担分と保険者負担分とを区分して、保険医療機関に支払う診療報酬等から控除する方法により、それぞれ保険者又は高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成された基金（以下「基金」という。）に対して繰入の処理を行う。

③ 高額療養費に該当する場合は、国負担分及び保険者負担分の額がそれぞれ診療報酬等の1割又は8割とならないことがあるため、本来負担すべき額を把握して返還する取扱いを原則とするが、審査支払機関において、実際の金額を把握することが困難な場合は、診療報酬等の1割を国負担分、8割を保険者負担分としても差し支えないこと。

また、保険者において把握した指定公費負担医療費の金額が、返還された金額と異なる場合は、その把握した金額との差額を審査支払機関に対して請求できる。

(2) 休廃止等した保険医療機関等の事務処理

休廃止等により今後支払われる診療報酬等がないなど、返還金相当額を控除することができない保険医療機関等（直接保険者に返還することを希望している保険医療機関等を含む。）については、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 地方厚生(支)局は、保険医療機関等に対し、審査支払機関から送付される振込書により直接基金へ振り込むよう指示するとともに、審査支払機関に対し、この取扱いを文書にて連絡する。
- ② 審査支払機関は、保険医療機関等に振込依頼書を送付し、基金に直接振込を行うよう保険医療機関等に依頼する。
- ③ 審査支払機関は、返還金の収納状況について確認を行い、決議書を証拠書として会計処理を行う。

(3) 今後の事務処理

地方厚生(支)局は、保険医療機関に対し、事務連絡の「保険者別返還金額一覧表」の、指定公費負担医療分を別葉として作成させる。